

# 提出先が大阪府の 建設リサイクル法の届出は電子申請が可能です

電子申請なら・・・

- ・ **会社や自宅のPCから申請できる！** 咲洲庁舎まで足を運ばずに済みます。
- ・ **24時間365日受付可能！** 開庁時間外の土日祝でも忘れず提出できます。

(システムメンテナンス時は受付できません。余裕を持って提出してください)

○電子申請対象の工事場所（大阪府知事へ届出する工事場所）  
能勢町・豊能町・島本町・摂津市・交野市・四條畷市・大東市・  
松原市・藤井寺市・柏原市・太子町・大阪狭山市・富田林市・  
河南町・千早赤阪村・河内長野市・高石市・泉大津市・忠岡町・  
貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町

建設リサイクル法の届出は、**工事着手日の7日前まで**に提出が必要です。

- ・ 石綿の届出や特定建設作業実施届出、建築物除却届も同時に出せる？  
→全て別の届出ですので、個別に提出してください。  
建築物除却届は大阪府行政オンラインシステムにより電子申請可能です。
- ・ 表に載っていない市も建設リサイクル法の届出の電子申請をしたい。  
→以下の工事場所の届出は**それぞれの市役所**に提出してください  
大阪市・豊中市・堺市・東大阪市・吹田市・高槻市・守口市・枚方市・八尾市・  
寝屋川市・茨木市・岸和田市・箕面市・門真市・池田市・和泉市・羽曳野市

工事着手7日前を過ぎた(または既に工事着手済の)場合は電子申請できません。電話や窓口で審査指導課開発許可グループまで相談してください。電子申請には大阪府行政オンラインシステムを使用します。メール受付は行っていません。リンク先や詳細は[府HP](#)をご確認ください。



電子申請の案内HP



©2014 大阪府もずやん

大阪府 建設リサイクル 電子申請

検索

電子申請の流れは裏面へ↑

## 【建設リサイクル法の問い合わせ先】

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課  
開発許可グループ（大阪府咲洲庁舎 27階）

【窓口】 559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

T E L : 06-6941-0351 内線3092,3094

R7.7作成

# 電子申請の流れ

マニュアルをHPに掲載していますのでそちらもご覧ください



申請マニュアル

- 0 添付書類の作成
- 初回のみ
  - 大阪府行政オンラインシステムに利用者登録 ※GbizIDで代用可
- 1 大阪府行政オンラインシステムログイン
- 2 届出書の内容をフォームに入力
- 3 提出書類をアップロードする

提出完了 府が内容を確認するまでお待ちください



審査は開庁日に行います。

©2014 大阪府もずやん

## 0 添付書類の作成

**別表1、別表2、別表3 (分別解体等の計画等)は大阪府の様式を使用してください!**

入力漏れがあると黄色に光る様式を掲載しています。**黄色セルが無くなるまで入力**してください。

※届出書は大阪府行政オンラインシステムに入力した内容がシステムでダウンロード可能ですので、電子申請の場合は添付不要です。(窓口持参の場合は作成し提出してください)

## 1 大阪府行政オンラインシステムにログイン



大阪府行政オンラインシステム  
GbizIDをお持ちの場合は「GbizIDでログイン」できます

## 2 届出書の内容をフォームに入力



届出書 見本

届出書の内容を上から順番に入力してください

発注者情報

工事の内容

元請情報

その他情報

## 申請後の流れ

マニュアルをHPに掲載していますのでそちらもご覧ください



### ●修正メールが届いたら

修正・完了マニュアル

マイページ→「申請履歴一覧・検索」→該当の申請→「申請内容を修正する」から修正してください

**修正完了まで届出は受理できません  
必ず修正をお願いします**

### ●手続完了メールが届いたら

受領証 ↓

届出済証は受領証の左下です。切り取って工事現場の建設業許可票・解体工事業登録の看板に貼ってください。



届出済証→



## 3 提出書類をアップロードする

別表はexcel、その他の書類はpdf, word, excel, 画像データ等でアップロードできます

よくあるミス ※申請前にもう一度確認!

### ・委任状

**日付を必ず入力してください**

### ・委任状の代理者

**会社名+代理者名 両方を記載**

(利用者登録名と委任状の会社名あるいは代理者名が一致していないと受付できません)